

富山西総合病院

院内感染対策指針

改定履歴

版数	更新日	改版場所	改版内容	施行日
初版	2018 年 3 月 1 日	—	富山西総合病院 院内感染対策指針 初版作成	2018 年 3 月 1 日
2 版	2019 年 1 月 17 日	—	抗菌薬使用適正支援チームの記載を追加	2019 年 1 月 18 日
3 版	2021 年 4 月 22 日		基本方針の項目を整備、 抗菌薬適正使用指針追加	2021 年 4 月 22 日
改訂	2025 年 6 月 19 日	2-5)	委員会メンバーの変更	2025 年 6 月 19 日

はじめに

富山西総合病院は（以下「当院」とする）は、病院の理念に基づき、患者と病院従業員（以下「職員」とする）に医療の安全確保及び質の向上の推進を図るための基本的な考え方等を以下のとおり定める。

1 院内感染対策に関する基本的考え方

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。当院においては本指針により院内感染対策を行う。

2 院内感染対策のための組織体制

1) 院内感染対策会議（ICC）

当院の感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動を担う為に、院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な組織を設置する。院内感染対策会議は院内感染対策室と連携し、報告を受け、その内容を検討した上で、院内感染対策室の活動を支援する。

2) 院内感染対策室（ICT）

感染対策の専門職からなる院内感染対策室（以下「ICT」とする）は、院内感染対策の実行および感染対策教育・啓発活動のための独立した組織とし設置する。ICTは院長の直接的管理下にある日常業務実践チームであり、院長が一定の権限を委譲し、同時に義務を課し、組織横断的に活動する。

3) 院内感染管理者（感染管理看護師：ICN）

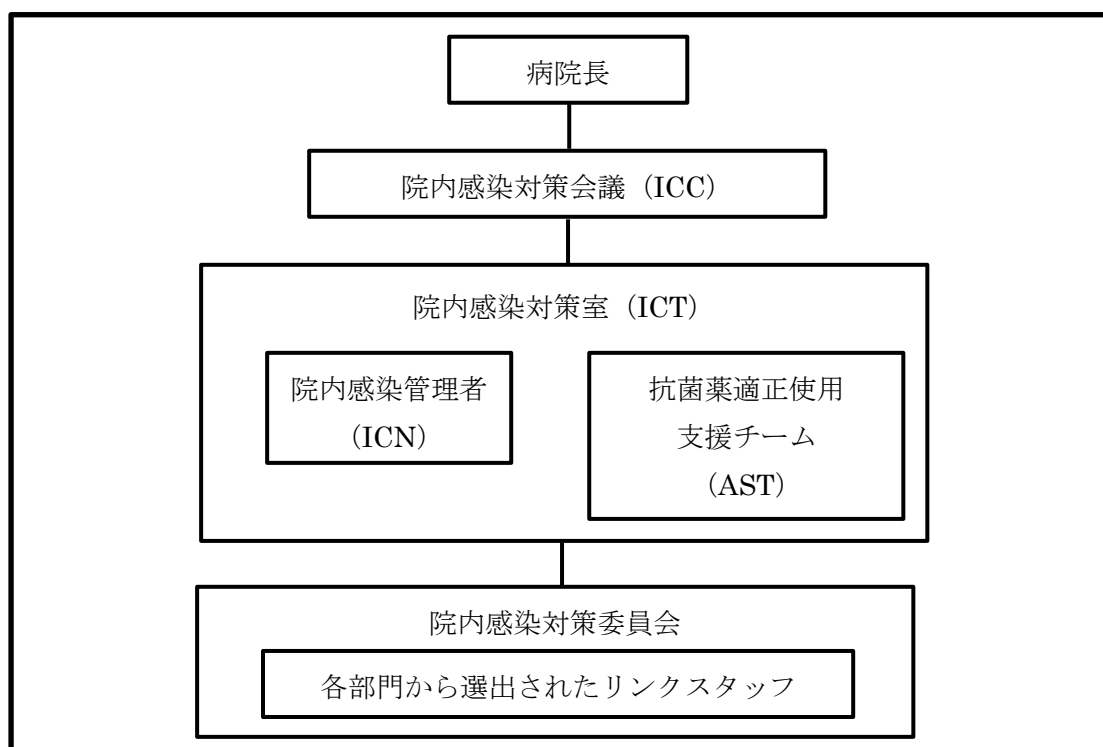
院内感染管理者は、病院長の命による院内感染の制御に係る責務と権限を有し、職務を遂行する。

4) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）

抗菌薬適正使用を推進するため、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等からなる抗菌薬適正使用支援チーム（以下「AST」とする）を構成し、病院長直属の部門であるICTの一組織として設置する。

5) 院内感染対策委員会

院内における感染防止に係る日常業務を行うため、現場に即した感染対策実践を遂行・推進するため、各部署から選出されたリンクスタッフ（看護師の場合はリンクナースともいう）で構成された院内感染対策委員会をICTの下部組織として設置する。



(図：院内感染対策のための組織体制)

3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員に対する研修を通じて医療関連感染対策の周知徹底を図るだけでなく、個々の職員やチームの一員として院内感染に対する意識の向上を図るよう努める。

- 1) 全病院職員を対象に年2回研修会を開催する。また必要に応じて随時開催する。
- 2) 新入職員を対象に研修会を行う。
- 3) ラウンド等の個別研修あるいは個別の現場介入を可能な形で行う。
- 4) 研修会の実施内容（開催日時、出席者、研修内容など）について記録する。
- 5) より多くの職員が最新の知見が得られるような環境を整える。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

ICT は、耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内での感染拡大を防止するため、臨床検査科からのリアルタイム報告に加え、細菌検査情報その他の臨床情報を電子カルテ等からの情報収集作業を通じて感染症の発生状況を把握し、その結果について各組織を通じて全病院職員に速やかに報告する。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

当院で集団感染発生など疑われた場合、ICT が状況を確認し、アウトブレイクかどうかの判断を行った上で必要ならば速やかに原因の究明を図り、改善策を立案して当該部局の病院職員に周知徹底する。ICT は必要に応じて病院長、看護部長、事務部長へそれぞれ報告する。感染

第1章 院内感染対策指針

症および感染症に関する緊急事態発生時の連絡体制については初動の遅れのないように万全を期す。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 職員は患者との情報の共有に努め、患者およびその家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
- 2) 本指針は、当院ホームページに掲載して患者又は家族が閲覧できるようにする。

7 その他院内感染対策推進のための必要な基本方針

- 1) 本指針は院内感染対策会議の議を経て策定し、適宜変更するものである。変更の際には最新の科学的根拠に基づかなければならない。
- 2) 職員は自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を受診して日常の健康管理に留意する。
- 3) 職員は感染対策マニュアルに沿って、常に感染予防策の遵守に努める。
- 4) 患者及び外来者など、職員以外への院内感染対策の啓発活動を積極的に行う。
- 5) 感染対策に関する地域医療機関との連携強化に努める。

8 抗菌薬適正使用に関する指針

抗菌薬を適正に使用するために、感染症診療において抗菌薬の必要な病態かどうかを見極め、必要であれば最大限の治療効果を引き出すように使用するとともに、患者に害を与えず、耐性菌を増やさないことを目指す。